

介護老人保健施設あらたま 介護予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人 大善福祉会が開設する介護老人保健施設あらたま（以下「当施設」という。）において実施する介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防通所リハビリテーションは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持向上を目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が個性豊かに過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設あらたま
- (2) 開設年月日 平成30年10月1日
- (3) 所在地 静岡県浜松市浜名区宮口3152番地
- (4) 電話番号 053-582-3211 FAX番号053-582-3333
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 2257280103

(職員の職種、員数)

第5条 当施設の職員の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 1人 |
| (3) 看護職員 | 1人以上 |
| (4) 介護職員 | 2人以上 |
| (5) 理学療法士・作業療法士 | 1人以上 |

2 管理者は必要に応じ前項の員数以上の職員を置く事ができる。

(職員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる職員の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士は、医師及びその他の通所リハビリテーションスタッフと共同して介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を含め、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
但し、年末12月30日～年始1月3日までを除く。
- (2) 営業時間の午前8：30～午後5：00までを営業時間とする。
- (3) サービス提供時間は午前9：50～午後4：00までを提供時間とする。

(利用定員)

第8条 介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、20人とする。

(介護予防通所リハビリテーションの内容)

第9条 介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、個別リハビリを実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりにする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別紙に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、基本時間外施設利用料、おむつ代、

区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別紙または利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

浜松市浜名区(しんぱら圏域、於呂圏域、北浜圏域)、天竜区二俣町鹿島、浜名区都田町

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 外出は、所定の用紙に記入し職員に申出る。
- (3) 飲酒・喫煙は、原則的に禁酒、禁煙とする。
- (4) 火気の取扱いは、全面的に禁止する。
- (5) 設備・備品の利用は、正しい使用方法で利用する。
- (6) 所持品・備品等の持ち込みは、職員に申出る。
- (7) 貴重品は、原則として持ち込まない。

2 管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めた時は、所定の手続きによりサービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をした時
- (2) 偽り、その他不正の行為によって保険給付を受け、または、受けようとした時
- (3) 故意にこの規定等に違反した時

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、管理監督者を充てる。
- (2) 火元責任者には、現場責任者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) ……年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 ……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底 ……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、

常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 15 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 16 条 職員の就業に関する事項は、別に定める介護老人保健施設あらたまの就業規則による。

(職員の健康管理)

第 17 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 18 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 19 条 職員は、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、雇用契約にその旨説明する等、必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 20 条 当施設では、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

- 3 介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人大善福社会の理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。

【利用料金表】

(1) 介護保険給付対象サービス

① 介護予防通所リハビリテーション費（1ヶ月につき）

要支援1	2268 単位
要支援2	4228 単位

1単位：10.17円

- ・ サービス提供体制強化加算Ⅱ 1 72 単位/月
- ・ サービス提供体制強化加算Ⅱ 2 144 単位/月
- ・ 科学的介護推進体制加算 40 単位/月
- ・ 退院時共同指導加算 600 単位/回
- ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 86/1000 1月につき
- ・

(2) 介護保険給付対象外サービス

- ・ 通常要する時間を超えるサービス
時間外サービスについては対応できません
- ・ 食費（昼食・おやつ） 690円/日
（施設で提供する昼食、おやつ費用をお支払い頂きます。）
- ・ 事業の実施地域外の送迎費
通常の送迎の実施地域を越えて 1km=200円
- ・ 日用品費 100円/日
- ・ （介護予防通所リハビリテーションサービスの中で提供される、日常生活においても通常必要となるものに係る費用（おしぼり等）
- ・ 教養娯楽費 実費をご負担いただきます。
（折り紙、和紙、絵の具等レクリエーションとして使用する費用）
- ・ おむつ代 実費をご負担いただきます。

*当日、やむを得ない理由で中止される場合は、午前8時30分までに当施設までご連絡ください。ただし、連絡がない場合は、キャンセル料をいただく場合がありますのでご了承ください。

令和6年6月1日改定